

そして、令和五年三月、
「第二次再犯防止推進計画」（国の
再犯防止推進計画）が策定され
ました。本計画は、国、地方公
共団体、民間協力者等の連携を
更に強固なものとし、犯罪をし
た者等が地域社会の中で孤立す
ることなく、生活の安定が図れ
るよう、個々の対象者の主体性
を尊重し、それぞれが抱える課
題に応じた「息の長い」支援を
実現していくことを基本的な方
向性に据えております。

折しも、令和五年十二月一日
には、刑法等の一部を改正する
法律により、一部改正された更
生保護法の主要な改正部分が施
行されました。これにより、保
護観察や更生緊急保護の期間が
終了した人でも、本人の希望が
あれば必要に応じて援助をする

今後は保護観察所は増加するに随伴して、
共同体や関係機関、民間団体等
との連携が一層重要となること
は言うまでもありませんが、從
来のような保護観察や広報啓發
活動の枠に止まらない連携の在
り方、そして、保護観察所は地
域にどのような貢献をしていく
かといった課題があります。

保護観察所といたしましては、
保護司をはじめとした更生保護
係者の方々の皆様の御協力もいただ

「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに（以下、略）」とあります。保護観察は強制力を伴うものですので、法律で厳密に期間が限定されていますが、更生保護制度は保護観察に限定された制度ではなく、地域社会の中では、保護観察中の人も保護観察が終了した人も、刑務所を満期出所した人も、一人の住民であることに変わりはない、何らかの支援が必要で、かつ本人がそれを望むならば、保護観察所としても必要な援助を行うことは自然なことであるといえます。

新年御挨拶

大津保護觀察所長
宮山芳久



各保護司会から

きながら、地方公共団体、関係機関・団体等の皆様方との連携を一層強化し、更生保護を通じて地域社会に貢献していく所存です。お力添えを賜りますよう、お願ひ申上げます。

関係団体との連携強化 大津保護区保護司会 会長 河 久

各保護司会から 関係団体との連携強化



会長就任にあたつて

草津保護区保護司会 会長就任にあたつて



「長浜盆梅展」（長浜市）では、明治時代に建てられた慶雲館のお座敷に約90鉢の盆梅が並び、高さ3メートルの巨木や樹齢400年と伝わる古木も展示されます。昭和27年に始まって以降、新春の風物詩として親しまれています。

(写真は2枚とも長浜市提供)



第130号

令和6年1月1日発行
大津市京町三丁目1番3号
滋賀県更生保護ネットワークセンター
滋賀県保護司会連合会
(更)滋賀県更生保護事業協会

「たれ一人取り残さない
地域共生社会の
実現のために」

長浜市長
浅見宣義

新年あけましておめでとうございます。

新年あけましておめでとうございます。

保護司の皆様におかれましては、日頃から地域福祉の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

加えて、罪を犯した人の立ち直りの支援や非行予防のための啓発活動等、各方面に多大なるご尽力をいただいておりますことに、心から敬意を表します。

さて、当市では犯罪や非行のない安心で安全な明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」として、長浜保護区保護司会と連携した啓発活動に取り組んでいます。啓発活動には、中学生も参加しており、次世代を担う子どもたちが、更生保護活動に関心を深める重要な機会となっています。さらには、日頃から地域福祉の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

主要道路でのハレードや市内施設を黄色く照らすイエローライトアップを実施し、市民の方へ広く啓発を行い、犯罪のない明るい地域社会の実現を目指しています。

には、保護司会の皆様の力が必須不可欠であり、重要なパートナーとして、これまで以上に連携を深めていきたいと思います。結びに、日々、更生保護活動にご尽力いただいている保護司の皆様に改めて感謝申し上げますとともに、滋賀県保護司会連合会並びに滋賀県更生保護事業協会の今後益々の発展、また、会員の皆様のご健勝とご活躍を中心お祈り申しあげます。

